

「自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討」の結果概要

1. 「自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討」の経緯

○平成15年1月1日の自然再生推進法の施行から5年が経過したことを受けて、関係省庁を構成員とする自然再生推進会議の場を活用し、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、より効果的な事業推進のために必要な措置を講ずることとしています。

[自然再生推進法附則3（検討）]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○このため、過去5年間の法施行状況について、文献調査、自然再生協議会へのアンケート調査及びヒアリング調査、日本学術会議との意見交換の結果、並びに自然再生専門家会議からの意見等を踏まえ現状課題を抽出・整理し、さらにこれに対する「必要な措置（案）」の検討を行いました。

<詳細は資料2及び3参照>

○今後、この「必要な措置（案）」を精査し、平成20年3月末を目途に検討結果を取りまとめることとしています。

○また、この結果を踏まえ、「必要な措置」を講ずることとしています。
さらに、この結果を踏まえ、環境省が「自然再生基本方針の見直し（案）」の作成を行うこととしています。

2. 自然再生推進法の施行状況

○自然再生協議会は、民間団体、地方公共団体及び国などの呼びかけにより、現在全国19箇所で開催されています。

○これら自然再生協議会には、行政に加えて、地域住民、NPO等民間団体及び専門家など地域の多様な主体が参加しています。

協議会構成員数（全国合計） : 1,160（個人・団体）
1協議会あたりの構成員数 : 平均61（個人・団体）（最小20～最大124）
構成員の割合 : 専門家14%、個人31%、NPO等民間団体35%、
関係地方公共団体15%、関係行政機関5%

○また、既に16協議会において「自然再生全体構想」が作成され、また8協議会において14の「自然再生事業実施計画」が作成されています。

「自然再生全体構想」作成 : 16協議会
「自然再生事業実施計画」作成 : 8協議会（14実施計画）

3. 自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく「必要な措置（案）」について

(1) 「必要な措置（案）」

自然再生推進法の施行状況より現状課題を把握し、これを検討した結果、次のとおり「必要な措置（案）」を取りまとめました。

<詳細は資料2参照>

①関係行政機関等の連携の促進

自然再生を総合的に推進していくため、関係行政機関の連携を促進することとします。

具体的には、「自然再生推進会議や地方ブロック会議による連絡調整の充実、及び省庁横断的な連携による事業実施」等により対応します。

②各種情報提供の充実

自然再生推進上必要となる各種情報の提供を充実します。

具体的には、「活用可能な各種事業制度やその活用事例、自然再生協議会の組織化や運営上の課題への対応事例、自然環境学習のあり方、自然再生技術の事例、地域における自然環境データ、及び効果的な普及啓発活動」等に関する情報提供を行います。

③各地域における技術的課題に対する支援

現地への専門家派遣やワークショップの開催等、必要に応じ自然再生協議会等への支援を行います。

具体的な技術的課題は、「自然再生の目標の設定、及びモニタリング手法等の構築」等に対する支援が挙げられます。

④自然再生協議会間の連携及び情報共有に対する支援

自然再生協議会の情報連絡会議を開催することにより、自然再生協議会間の連携、意見交換及び情報共有が促進されるよう支援します。

具体的な議題は、「自然再生協議会の運営のあり方、自然再生技術、及びモニタリング手法とその実施体制」等が挙げられます。

⑤普及啓発活動の推進

自然再生推進法の枠組み及び特徴（メリット）に関する普及啓発活動を推進します。

具体的には、「フォーラム等の開催、自然再生推進法の運用事例パンフレットの作成・配布、自然再生推進法に基づく取組事例の主務省庁ホームページへの掲載」等により普及啓発活動を実施します。

⑥各種検討課題への対応

自然再生を効果的かつ効率的に推進するため、各種検討課題への対応を行います。

具体的な検討課題は、「持続可能な社会形成のための各種施策との連携のあり方、自然再生協議会に係る運営費等の持続的確保のあり方、調査研究と連携した再生事業の実施のあり方、自然環境学習における学校連携のあり方」等が挙げられます。

(2) うち第三次生物多様性国家戦略に関する「必要な措置（案）」

第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）に関し、次のとおり「必要な措置（案）」を取りまとめました。

＜詳細は資料3参照＞

①自然再生の着実な実施

1) 自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積

自然再生事業を着実に実施するとともに、各種自然再生技術に関する基礎情報を整備するとともに、調査研究と連携した自然再生事業の実施のあり方について検討します。

また、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、評価に関する手法を整備します。

なお、この検討にあたっては、特に自然環境が持つ生態系サービスの機能などを幅広く捉え、自然再生事業の様々な効果を整理し、適切に評価することが必要となります。

2) 自然再生に関する普及啓発の推進

市民参加型自然環境調査の実施やワークショップの開催等により、地域における自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解の促進を図ります。

この中で、特に環境学習を推進し、学校連携への支援を行います。

②自然再生の新たな取組の推進

1) 全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進に資する具体的手法を検討します。この中で、特にラムサール条約湿地など国際的にも重要な地域について、自然再生を優先的に検討する地域のひとつとして位置付けます。

2) 民間団体や民有地における自然再生活動への支援

これまでの支援を継続実施するとともに、活用可能な事業制度やその活用事例等に関する情報提供を行い、必要に応じ事業制度の新規・拡充を図ります。

(3) 自然再生基本方針の見直し事項（案）

「必要な措置（案）」のうち、「自然再生基本方針の見直し」による対応が必要な事項がありました。これについては、「自然再生基本方針の見直し（案）」として抽出しており、これを踏まえ、今後自然再生基本方針の見直しを検討することとします。

＜詳細は資料2及び3参照＞

上記事項を踏まえ、自然再生推進法の主務省庁が現状課題に対する「必要な措置」への取組を拡充・強化することで、より効果的、かつ効率的な形で自然再生事業を推進していきます。

1 再生法施行後5年を経過した場合の検討 (スケジュール)

自然再生関係事項

○第三次生物多様性国家戦略
策定 (H19.11.27閣議決定)

○自然再生推進法施行後
5年経過 (H15.1.1施行)

○自然再生基本方針
5年経過 (H15.4.1閣議決定)

自然再生推進法施行後5年経過した場合の検討 (法施行状況の検討、必要な措置の抽出)

主務省庁による検討(自然再生推進会議)

■法施行状況の把握・分析

○文献調査(～1月下旬)

・全体構想、実施計画、協議会資料による進捗状況の整理

○アンケート調査(調査期間12月下旬～1月下旬)

・自然再生協議会アンケート(構成員向け、事務局向け)

○ヒアリング調査・意見交換(1月下旬～2月中旬)

・自然再生協議会ヒアリング

・日本学術会議自然環境保全再生分科会(意見交換)(2/19)

■現状課題の把握・整理

■必要な措置案の検討

■検討結果(案)作成

■検討結果取りまとめ(○自然再生推進会議)

自然再生専門家会議
の意見

○自然再生専門家会議
(11月12日)
<現状課題への意見>

○自然再生専門家会議
(3月3日)
<検討内容への意見>

○自然再生専門家会議
(3月19日)
<検討結果(案)への意見>

必要な措置への対応
(主務省庁)

自然再生基本方針見直し(案)の作成
(環境省)